

新旧対照表

○職員の採用試験に関する規則

改正後				改正前			
別表第一（第二条）				別表第一（第二条）			
試験の区分	試験職種	試験対象職	職務の内容	試験の区分	試験職種	試験対象職	職務の内容
職員採用 上級試験	一般行政 A	一 行政職給料表（職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。）別表第一行政職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級一級の職のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七条に規定する大学（同法第百八条に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、資格免許職職員採用試験の対象となる職を除く職	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	職員採用 上級試験	一般行政 A	一 行政職給料表（職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。）別表第一行政職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級一級の職のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七条に規定する大学（同法第百八条に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、資格免許職職員採用試験の対象となる職を除く職	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	<u>一般行政 B</u> <u>一般行政 C</u>	二 研究職給料表（給与条例別表第四研究職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級二級			<u>一般行政 B</u>	二 研究職給料表（給与条例別表第四研究職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級二級	

の職のうち資格免許職
職員採用試験の対象と
なる職を除く職
三 福祉職給料表（給与
条例別表第七福祉職給
料表をいう。以下同
じ。）の職務の級一級
の職のうち資格免許職
職員採用試験の対象と
なる職を除く職
四 公営企業の管理者が
定める一及び二に規定
する職に相当する職

の職のうち資格免許職
職員採用試験の対象と
なる職を除く職
三 福祉職給料表（給与
条例別表第七福祉職給
料表をいう。以下同
じ。）の職務の級一級
の職のうち資格免許職
職員採用試験の対象と
なる職を除く職
四 公営企業の管理者が
定める一及び二に規定
する職に相当する職

別表第二（第三条）

試験の区分	試験職種	試験の方法	試験の程度
<u>職員採用上級試験</u>	<u>一般行政 A</u>	<u>教養試験</u> <u>専門試験</u> <u>口述試験</u> <u>論文試験</u> <u>適性検査</u> <u>受験資格等</u> <u>の調査</u>	<u>大学卒業の程度</u>
	<u>心理</u> <u>児童指導員</u> <u>農業</u> <u>林業</u> <u>水産</u> <u>畜産</u> <u>農業土木</u> <u>土木</u> <u>建築</u> <u>化学</u> <u>電気</u> <u>機械</u>		
	<u>一般行政 B</u>	<u>教養試験</u> <u>口述試験</u> <u>論文試験</u> <u>適性検査</u> <u>受験資格等</u>	

別表第二（第三条）

試験の区分	試験職種	試験の方法	試験の程度
<u>職員採用上級試験</u>	<u>一般行政 A</u>	<u>教養試験</u> <u>専門試験</u> <u>口述試験</u> <u>論文試験</u> <u>適性検査</u> <u>受験資格等</u> <u>の調査</u>	<u>大学卒業の程度</u>
	<u>心理</u> <u>児童指導員</u> <u>農業</u> <u>林業</u> <u>水産</u> <u>畜産</u> <u>農業土木</u> <u>土木</u> <u>建築</u> <u>化学</u> <u>電気</u> <u>機械</u>		
	<u>一般行政 B</u>	<u>教養試験</u> <u>口述試験</u> <u>論文試験</u> <u>適性検査</u> <u>受験資格等</u>	

		<u>の調査</u>	
	<u>一般行政 C</u>	<u>基礎能力検査</u> <u>口述試験</u> <u>論文試験</u> <u>適性検査</u> <u>受験資格等の調査</u>	
警察官採用試験	警察官 A (男性) 警察官 A (女性)	<u>教養試験</u> <u>基礎能力検査</u> 口述試験 論文試験 適性検査 身体検査 体格・体力検査 受験資格等の調査 資格技能審査	大学卒業の程度
	警察官 B (男性) 警察官 B (女性)	<u>教養試験</u> <u>基礎能力検査</u> 口述試験 作文試験 適性検査 身体検査 体格・体力検査 受験資格等の調査 資格技能審査	高等学校卒業の程度

		<u>の調査</u>	
警察官採用試験	警察官 A (男性) 警察官 A (女性)	<u>教養試験</u> 口述試験 論文試験 適性検査 身体検査 体格・体力検査 受験資格等の調査 資格技能審査	大学卒業の程度
	警察官 B (男性) 警察官 B (女性)	<u>教養試験</u> 口述試験 作文試験 適性検査 身体検査 体格・体力検査 受験資格等の調査 資格技能審査	高等学校卒業の程度

備考 この表の試験の方法の欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教養試験とは、一般的な知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験をいう。

二 基礎能力検査とは、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査をいう。

三 専門試験とは、専門的な知識、技術又はその他の能力についての五肢択一式による筆記試験をいう。

四 口述試験とは、人柄、性向等についての面接等による試験をいう。

五 適性検査とは、素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査をいう。

六 論文試験とは、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

七 作文試験とは、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

八 身体検査とは、健康状態についての検査をいう。

九 体格・体力検査とは、身体形態、感官機能等についての検査及び持久性、柔軟性等の体力についての検査をいう。

十 受験資格等の調査とは、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等についての調査等をいう。

十一 資格技能審査とは、職務の遂行に特に有用と認められる資格及び技能についての審査をいう。

備考 この表の試験の方法の欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教養試験とは、一般的な知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験をいう。

(新設)

二 専門試験とは、専門的な知識、技術又はその他の能力についての五肢択一式による筆記試験をいう。

三 口述試験とは、人柄、性向等についての面接等による試験をいう。

四 適性検査とは、素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査をいう。

五 論文試験とは、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

六 作文試験とは、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

七 身体検査とは、健康状態についての検査をいう。

八 体格・体力検査とは、身体形態、感官機能等についての検査及び持久性、柔軟性等の体力についての検査をいう。

九 受験資格等の調査とは、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等についての調査等をいう。

十 資格技能審査とは、職務の遂行に特に有用と認められる資格及び技能についての審査をいう。

別表第三（第四条）

試験の区分	試験職種	受験資格
職員採用 上級試験	<u>一般行政</u> <u>A</u> <u>一般行政</u> <u>C</u>	次に掲げる者 一 第八条第一項の規定により公告された当該採用試験の第一次試験の日の属する年度（以下「試験年度」という。）の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月ま

別表第三（第四条）

試験の区分	試験職種	受験資格
職員採用 上級試験	<u>一般行政</u> <u>A</u>	次に掲げる者 一 第八条第一項の規定により公告された当該採用試験の第一次試験の日の属する年度（以下「試験年度」という。）の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月ま

		でに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格 があると認める者
警察官採用試験	警察官 A (男性)	試験年度の四月一日における年齢が <u>三十五歳</u> 未 満の男性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は試験年度の三月末日 までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格 があると認める者
	警察官 A (女性)	試験年度の四月一日における年齢が <u>三十五歳</u> 未 満の女性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は試験年度の三月末日 までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格 があると認める者
	警察官 B (男性)	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上 <u>三十五歳</u> 未満の男性で警察官 A (男性) の受験資 格に該当しない者
	警察官 B (女性)	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上 <u>三十五歳</u> 未満の女性で警察官 A (女性) の受験資 格に該当しない者

		でに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格 があると認める者
警察官採用試験	警察官 A (男性)	試験年度の四月一日における年齢が <u>三十三歳</u> 未 満の男性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は試験年度の三月末日 までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格 があると認める者
	警察官 A (女性)	試験年度の四月一日における年齢が <u>三十三歳</u> 未 満の女性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は試験年度の三月末日 までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格 があると認める者
	警察官 B (男性)	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上 <u>三十歳</u> 未満の男性で警察官 A (男性) の受験資 格に該当しない者
	警察官 B (女性)	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上 <u>三十歳</u> 未満の女性で警察官 A (女性) の受験資 格に該当しない者